◇株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律（法律第十八号）（総務省）

1　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限（令和十八年三月三十一日）を令和二十八年三月三十一日に延長する。（第二十七条関係）

2　この法律は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇旅券法の一部を改正する法律（法律第十九号）（外務省）

1　国内における手数料に関する規定の整備

⑴　国内において一般旅券の発給等の申請をする者に係る国分の手数料について、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもって賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してその具体的な額を政令で定める。（第二十条第一項関係）

⑵　その他規定の整備をする。

2　未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備

未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が失効後五年以内に最初に一般旅券の発給の申請をしたときの手数料を、当該申請に係る手数料の二倍の額とする。（第二十条第二項関係）

3　国外における手数料に関する規定の整備

国外において一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料に関する規定を整備する。（第二十条の二第一項及び第二項関係）

4　一般旅券の申請者の区分に関する規定の整備

⑴　有効期間五年の一般旅券の発給対象者から十八歳以上の者を除外し、これを十八歳未満の者のみとする。（第五条第一項～第三項及び第十四条関係）

⑵　十八歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券の発給の申請をする制度を廃止する。（第五条第四項関係）

5　公用旅券の発給の請求に係る提出書類に関する規定の整備

公用旅券の発給の請求に当たり戸籍謄本の提出を求める発給対象者について、使用人に限り提出させていたものを、外務大臣又は領事官が発給対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときにこれを提出させるものとする。（第四条第一項第三号関係）

6　附則

⑴　この法律は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二条～第四条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第百五十五号）（総務省）

1　葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。（第二条の二関係）

2　特殊公務に従事する職員の特例の対象となる麻薬取締員の職務の範囲を拡大すること。（第二条の三第二項関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百五十六号）（法務省）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百五十七号）（法務省）

1　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置について定める。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百五十八号）（警察庁）

1　給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第五条第二項関係）

2　介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第七条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分の改定

葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十一条関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項及び第三項関係）

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百五十九号）（法務省）

1　給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の最高額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第四条第二項関係）

2　介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第五条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分の改定

葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十七条関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百六十号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第四条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

5　所要の経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第百六十一号）（警察庁）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（政令第百六十二号）（警察庁）

1　題名を「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

2　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号。4において「法」という。）第七条第三項の政令で定める者を定める。（第二条関係）

3　方面公安委員会への権限の委任を定める。（第三条関係）

4　この政令は、法の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）
